第９章　少額債権等の弁済
　更生会社が、会社更生法第47条第５項の規定により裁判所の許可を得て弁済した少額の債権に対する支払対象債権者数は計48件、その支払総額は金995,322円である。
第10章　争いの落着しない権利に関する措置
　更生会社における争いの落着しない権利については、更生手続終結までは管財人もしくは管財人の指定する代理人弁護士において和解または訴訟を遂行し、和解または調停の受諾を必要とするに至ったときは、裁判所の許可を得て行うこととし、更生手続終結後は更生会社において各々適正妥当な解決を図ることとする。
第11章　その他の事項
　会社更生法第167条第１項第６号及び第７号に該当する事項はない。
以上
別表１から17まで添付省略
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ミ）第６号

神奈川県横浜市都筑区早渕２丁目１番19号
更生会社　リバティー株式会社
１　決定年月日　平成22年５月21日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出され、可決された更生計画は、法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯
　第１節　更生手続開始に至った経緯（省略）
　第２節　更生手続開始後の経過（省略）
第２章　更生計画の概要
　第１節　残資産の早期処分（省略）
　第２節　更生計画の骨子（省略）
第３章　更生債権等に対する権利の変更と弁済方法等
　第１節　更生担保権の権利の変更と弁済方法
　　第１　他の担保権から変更された預金等質権に係る更生担保権の権利の変更及び弁済方法等
　　他の担保権から変換された預金等質権に係る更生担保権は、確定更生担保権額全額を、更生計画認可決定確定後３ヶ月を経過する日までに一括弁済する。
　　なお、預金等質権の被担保債権たる一般更生債権についても、その全額を更生計画認可決定確定後３ヶ月を経過する日までに一括弁済する。
　　更生計画認可決定までの間に更生担保権者の同意及び裁判所の許可を得て預金等質権に担保変換された更生担保権及び当該預金等質権の被担保債権たる一般更生債権についても、上記と同様とする。
第２　所有権留保に係る更生担保権
１　確定債権
　確定更生担保権　　3,499,025円
　別表８－１乃至８－３
　債権者数　５名
２　権利の変更及び弁済方法
⑴　別表８－１「更生担保権弁済計画表（所有権留保：代物弁済型）」記載の更生担保権について
　別表８－１「更生担保権弁済計画表（所有権留保：代物弁済型）」記載の更生担保権は、更生担保権者が更生計画認可決定確定後２ヶ月を経過する日までに書面による意思表示により選択することにより（期限内に選択がない場合には下記①を選択したものとみなす）、①確定更生担保権額全額を、更生計画認可決定確定後４ヶ月を経過する日までに一括弁済するか、又は②更生計画認可決定確定後４ヶ月を経過する日までに更生担保権の弁済に代えて当該担保権の目的物を更生担保権者に代物弁済する。但し、更生担保権者が②の方式を選択した場合であっても、担保目的物が紛失・消滅等して管財人に担保目的物の管理処分権がない場合及び代物弁済を行うために更生会社が過分の費用を負担する場合等の合理的な理由により代物弁済をすることができないと管財人が判断した更生担保権については、①の方式によるものとする。
⑵　別表８－２「更生担保権弁済計画表（所有権留保：処分連動型）」記載の更生担保権について
ⅰ　弁済時期等
ア　担保目的物は、いずれもⅱ記載の方法で売却する。
イ　別表８－２「更生担保権弁済計画表（所有権留保：処分連動型）」記載の更生担保権者については、ⅲ記載の方法で計算した「担保弁済額」を、当該債権者の有する更生担保権に関する当該担保目的物売却代金全額の受領後２ヶ月を経過する日又は更生計画認可決定確定後４ヶ月を経過する日のいずれか遅い日までに弁済する。
ウ　「担保弁済額」が別表８－２「更生担保権弁済計画表（所有権留保：処分連動型）」の「確定更生担保権額」に不足する場合、同不足額（以下「不足弁済額」という）については、一般更生債権とみなし、後記第３節に従う。
　「担保弁済額」が別表８－２「更生担保権弁済計画表（所有権留保：処分連動型）」の「確定更生担保権額」を超過する場合、当該超過額（以下「超過弁済額」という）を更生担保権とみなして弁済し、超過弁済額相当額の一般更生債権に対してなされた本章の定めによる免除の効力は失われるものとする。
ⅱ　担保目的物の売却
ア　管財人は、裁判所の許可を得て、速やかに担保目的物を公正な取引価額以上の価額で売却する。なお、更生計画認可決定前に売却し、預金等質権に担保変換した場合には、前記第１の定めに従う。
イ　管財人が担保目的物を売却するときの処分条件は原則として以下の通りとする。
A　現状有姿（譲渡証明書、検査証その他担保目的物に係る必要書類等の存否を含む）による売買とし、売主は瑕疵担保責任を負わないこととする。
B　担保目的物の所有権の名義移転に要する費用及び引渡費用等の売却の費用は買主の負担とする。
ウ　売却の手続
A　更生担保権者は、当該担保目的物の「担保弁済額」が別表８－２「更生担保権弁済計画表（所有権留保：処分連動型）」記載の「確定更生担保権額」欄記載の金額（以下「確定更生担保権額」という）以上となる価格による売買について、予め承諾する。
B　管財人は、当該担保目的物の「担保弁済額」が確定更生担保権額に満たない金額となる価格による売買については、裁判所の許可を得る前に、当該担保目的物の更生担保権者に対し、売却予定価格を含む売却条件等を通知（以下「売却条件通知」という）する。
　更生担保権者が、売却条件通知に異議がある場合には、売却条件通知を受領した後、２週間を経過する日までに、管財人に対し、売却条件通知の売却予定価格を含む売却条件等について異議を述べるものとする。当該更生担保権者は、売却条件通知の受領後１ヶ月を経過する日までに、当該担保目的物をより高い価格（以下「希望購入価格」という）で購入する希望者であり、かつ、支払が確実な者（以下「特定購入希望者」という）を書面で紹介しなければならない（但し、前記イの条件を